

2 DV防止のための主な支援施策一覧

種別	支援策名	内容	市の窓口
			実施機関
相談	女性相談員（婦人相談員）による相談	DV相談を含む女性全般に渡る相談を面接又は電話にて受付けている。 平日 9:00～16:00 電話 055-983-2713	子育て支援課
			子育て支援課
	子どもSOS	三島市で設置している児童虐待・DV相談専用の通話料無料電話。 平日 8:30～17:00 電話 0800-200-7576	子育て支援課
			子育て支援課
	県女性相談センターによる電話相談	女性からの様々な相談やDV被害女性に対する相談の受け付けにより自立支援を行う。 平日 9:00～20:00 電話 054-286-9217	子育て支援課
			県女性相談センター
	県男女共同参画センター「あざれあ」による女性相談	夫や交際相手との関係、子どもや家族に関する悩みなど、女性が抱える様々な悩みに対し、相談を受付けている。 <u>電話相談</u> 月・火・木・金曜日 9:00～16:00 水曜日 14:00～20:00 第2土曜日 13:00～18:00 電話 055-925-7879 <u>専門相談</u> *要予約 <u>DV・その他暴力に関する相談</u> 月・木曜日 10:00～15:00 水曜日 14:00～19:00 精神科医相談 偶数月 第4火曜日 13:00～15:00 <u>弁護士相談</u> 第1・第3火曜日 13:00～15:00 <u>精神科医相談（心身）</u> 奇数月第3金曜日 13:00～15:00 電話 055-925-7879	子育て支援課
			子育て支援課
県男女共同参画センター			
子育て支援課			
男性相談員による男性専用電話相談（県男女共同参画センター「あざれあ」内）	家庭の問題や仕事・健康の悩みなど、男性が抱える様々な悩みに対し、専門の男性相談員が相談を受付けている。 毎月第1、第3土曜日 13:00～17:00 電話 054-272-7880	子育て支援課	
		県男女共同参画センター	

種別	支援策名	内容	市の窓口
			実施機関
相談	無料法律相談	市民を対象に、弁護士による民事全般又は人権に関する法律相談を無料で行っている。 市民法律相談 毎月第1火曜日、第2水曜日、第3木曜日、最終水曜日 10:00～16:00 電話 055-983-2621 ＊要予約、相談時間は1人20分間まで 人権相談 毎月第1金曜日 10:00～15:00 電話 055-983-2610	市民相談室 福祉総務課
			市民相談室 福祉総務課
安全確保	民事法律扶助制度	経済的に余裕がない人が法的トラブルにあった時に、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用の立替を国費により行う。	子育て支援課 独立行政法人 日本司法支援センター (法テラス)
	一時保護	児童相談所や配偶者暴力相談支援センターにおいて、要保護児童や要保護女子を処遇決定までの間、一時的に保護する。	子育て支援課 県女性相談センター
	保護命令制度	DV防止法により定められた被害者保護のため、裁判所が相手方(加害者)に対して発する命令。命令には、接近禁止命令・退去命令・子への接近禁止命令・親族等への接近禁止命令・電話等禁止命令がある。	子育て支援課 裁判所
生活支援	住民基本台帳の閲覧制限	DV加害者の追及を抑止するため、被害者の住民基本台帳の閲覧を制限するもの。	市民課 市民課
	DV被害者の保護を図るための施策に必要な証明書交付	DV被害者が支援施策(健康保険の脱退、基礎年金番号変更、子ども手当の受給など)を受ける際に必要となる各種証明書を県女性センターが交付する。女性相談員による面接相談を受けた者等が対象となるため、本人が市を通して申請する。市は相談内容がわかる書類を添えて証明書の交付を県へ依頼する。	子育て支援課 県女性相談センター

種別	支援策名	内容	市の窓口
			実施機関
生活支援	医療保険への加入に係る支援措置（健康保険脱退）	DV被害者及びその同伴者が加害者の被扶養者になっている場合に、加害者からの申し出がなくても、被害者からの申請により被害者や同伴者が扶養から外れて、新しい被保険者証を取得できる。DV防止法の規定する一時保護、保護命令の決定を受けた者、女性相談員による面接相談を受けた者が対象。	子育て支援課 保険年金課
			保険年金課 各保険者
	年金の秘密保持（基礎年金番号変更等）	DV被害者たる被保険者、受給権者が配偶者に対して住所を知られないように秘密の保持に配慮して欲しい場合に、新たな年金番号の付与等が行われる。DV防止法の規定する一時保護、保護命令の決定を受けた者、女性相談員による面接相談を受けた者が対象。	子育て支援課 保険年金課
			保険年金課 年金事務所
	子ども手当の受給	DV被害者が、現に子ども手当を受給する配偶者と別居しながら支給要件児童を監護していて、配偶者が監護及び生計要件を満たさない場合には、被害者の申し出により子ども手当の受給者を被害者に変更できる。DV防止法の規定する一時保護、保護命令の決定を受けた者、女性相談員による面接相談を受けた者が対象。	子育て支援課
			子育て支援課
	生活保護制度	病気などで働けない時、又は働いても収入が少なく、他の法律や制度によっても生活ができないときに、その世帯の収入が厚生労働大臣の定める最低生活費の基準より少ない場合に不足分の扶助を受けることができる制度。生活扶助・住宅扶助・教育扶助・介護扶助・医療扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助の8つの扶助がある。	福祉総務課
			福祉総務課
児童扶養手当	18歳に達する日以降最初の3月31日までの子どもがいる母子家庭・父子家庭等に支給される手当。（所得制限あり）	子育て支援課	
		子育て支援課	

種別	支援策名	内容	市の窓口
			実施機関
生活支援	母子福祉資金貸付	母子家庭の母に対し、無利子又は低利子で生活に必要な資金を貸し出す制度。	子育て支援課 県子ども家庭課
	公営住宅の優先入居	D V防止法の規定する一時保護又は婦人保護施設へ入所措置を受けた者と保護命令の決定を受けた者は、公営住宅への入居の資格を有する。(いずれも5年以内という期限有)離婚が成立していない被害者母子および単身の被害者も対象。	建築住宅課 建築住宅課
就労支援	母子家庭等就業・自立支援センター	就業相談から就業支援講習会の実施、無料職業紹介等一貫した就業支援サービスなどを行う県の施設。県内に4か所あり、近隣では、沼津市に設置。D V防止法の規定による一時保護を現在、又は過去に受けた者は利用可能。	子育て支援課 県母子家庭等就業・自立支援センター
	母子家庭自立支援給付金	母子家庭の母が就職に役立つ技能や資格の修得のために①県指定の各種講座を受講したり、②各種学校等の養成機関で2年以上修業する場合などに支給する給付金。①「自立支援教育訓練給付金事業補助金」と②「高等技能訓練促進事業補助金」がある。	子育て支援課 子育て支援課